

令和 3 年度

# 石見銀山基金事業 石見銀山学習補助金要項

この事業は、島根県内の小・中・高等学校及び特別  
支援学校及び「社会教育施設」に宿泊研修する学校  
が行う活動を対象としています。

お問い合わせ先：

〒699-2301 大田市仁摩町仁万 562 番地 3

大田市役所仁摩支所内

NPO 法人石見銀山協働会議 事務局

TEL：0854-88-9123 FAX：0854-88-9124

MAIL：info@ginzan-npo.jp

HP：http://ginzan-npo.jp/

対応時間：平日 9 時 0 0 分～ 1 7 時 0 0 分

NPO 法人石見銀山協働会議  
島根県大田市

## 1. 石見銀山基金と石見銀山基金事業

石見銀山基金（以下「基金」）とは、石見銀山遺跡を適正に保全活用し、未来へ確実に継承していくために民間と行政が協働し、幅広い活動を持続的に実施するため、島根県内外の個人・法人・団体から寄附を募り、石見銀山遺跡の保全活用等の事業を支援することを目的に、積み立てられた基金です。

石見銀山基金事業（以下「基金事業」）とは、石見銀山遺跡を「守り、活かし、究め、伝える」市民活動や、石見銀山遺跡におけるユネスコの精神に基づく平和と人権を尊重する啓発活動を選定し、基金を活用して取り組む事業です。

**なお、基金事業は、大田市の会計（予算）から補助金の執行（支出）を行うため、令和3年度当初予算に関わる大田市議会の議決が得られない場合は、この公募によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとします。**

## 2. 事業の対象となる活動

石見銀山行動計画に記載された石見銀山遺跡の保全活用等の活動を対象とします。

石見銀山行動計画は、NPO 法人石見銀山協働会議（以下「石見銀山協働会議」）のホームページ（URL：<http://ginzan-npo.jp/>）に掲載しています。計画する事業が基金事業の対象であるか否かについては、NPO 法人石見銀山協働会議事務局（以下「NPO 事務局」）までご連絡ください。

### 事業内容

- 学校教育のプログラムとして実施する学習活動及び啓発活動
- 《過去の事例》学校の校外学習、学習発表



## 3. 対象となる学校

事業の実施の対象となる学校は、島根県内の小・中・高等学校及び特別支援学校（以下「学校」）及び、「社会教育施設（国立三瓶青少年交流の家）」に宿泊研修する島根県外の学校（以下「宿泊研修学校」）です。

ただし、石見銀山学習事業の成果に基づいて、地域の代表として活動する事業等については、所在地の教育委員会又は校長会等の推薦を条件に、学校又は学校教育関連団体が事業申請できます。この場合、学校が独自で実施した学習事業分の補助額には加算しません。

## 4. 事業の実施エリア

原則、世界遺産石見銀山遺跡地内（バッファゾーンを含む）での活動を対象とします。

ただし、情報発信のための周知や学習・啓発活動については、地域外の活動であっても対象とします。

## 5. 事業の実施期間と採択回数の制限

- （１）事業の実施期間は、大田市石見銀山基金事業費補助金の交付決定のあった日から令和4年3月31日までの間とします。
- （２）石見銀山学習事業を行う場合、採択回数の制限はありません。

## 6. 事業の内容・補助率・補助限度額等

事業の内容、補助率及び補助限度額等は次のとおりとします。

| 内 容                       | 補助率   | 補助限度額  | 選考方法 |
|---------------------------|-------|--------|------|
| 『島根県内の学校』を対象とした学習活動及び啓発活動 | 10/10 | 30 万円  |      |
| 『宿泊研修学校』を対象とした学習活動及び啓発活動  | 10/10 | 20 万円※ |      |

※島根県内の学校については、同一年度内に、同一校が複数回の事業申請（採択）が可能です。ただし、採択回数に関わらず、一校あたりの補助限度額の上限は年間 30 万円とします。

※宿泊研修学校については、利用日に関わらず先着順で、補助金の申請額が年度予算の上限に達した場合は、受付を終了する場合があります。

※なお、学校又は学校教育関係団体から所在地の教育委員会又は校長会等の推薦を受け、申請のあった事業の補助限度額等については、申請内容を基に、その都度、市長が別に定めることとします。

## 7. 事業の対象経費

(1) 事業の対象となる経費は、外部講師謝金（ガイド料等）、借上げ料（バス代等）、体験活動費、入館料、事務費等石見銀山学習に要する費用とします。

※宿泊研修学校の借上げ料は、「社会教育施設」を起点にした金額とします。

※体験活動を計画する場合は、教育上の目的と期待される成果を明示してください。

※購入単価が 1 万円を超える物品や備品の購入は補助対象外です。

(2) 経費の積算については、別に定める取り扱い基準に基づき行ってください（旅費、謝金等）。※取り扱い基準の内容については、別紙「石見銀山基金事業取り扱い基準」を参照ください。

(3) 各経費については、見積書又は積算根拠となる資料の提出が必要となります。

(4) 「主たる経費」が事業費の 7 割以上を占めるようにしてください。

## 8. 募集期間・要望書用紙・応募方法

### (1) 募集期間

令和 3 年 4 月 1 日（水）より随時募集、受付しています。

※補助金の申請額が年度予算の上限に達した場合は、受付を終了する場合があります。

### (2) 要望書用紙

要望書用紙の希望の方は、石見銀山協働会議ホームページ（URL：<http://ginzan-npo.jp/>）からダウンロード又は、下記の宛先に請求ください。

NPO 法人石見銀山協働会議 事務局

住所：〒699-2301 島根県大田市仁摩町仁万562番地3

電話：0854-88-9123 FAX：0854-88-9124

メール：[info@ginzan-npo.jp](mailto:info@ginzan-npo.jp)

ホームページ：<http://ginzan-npo.jp/>

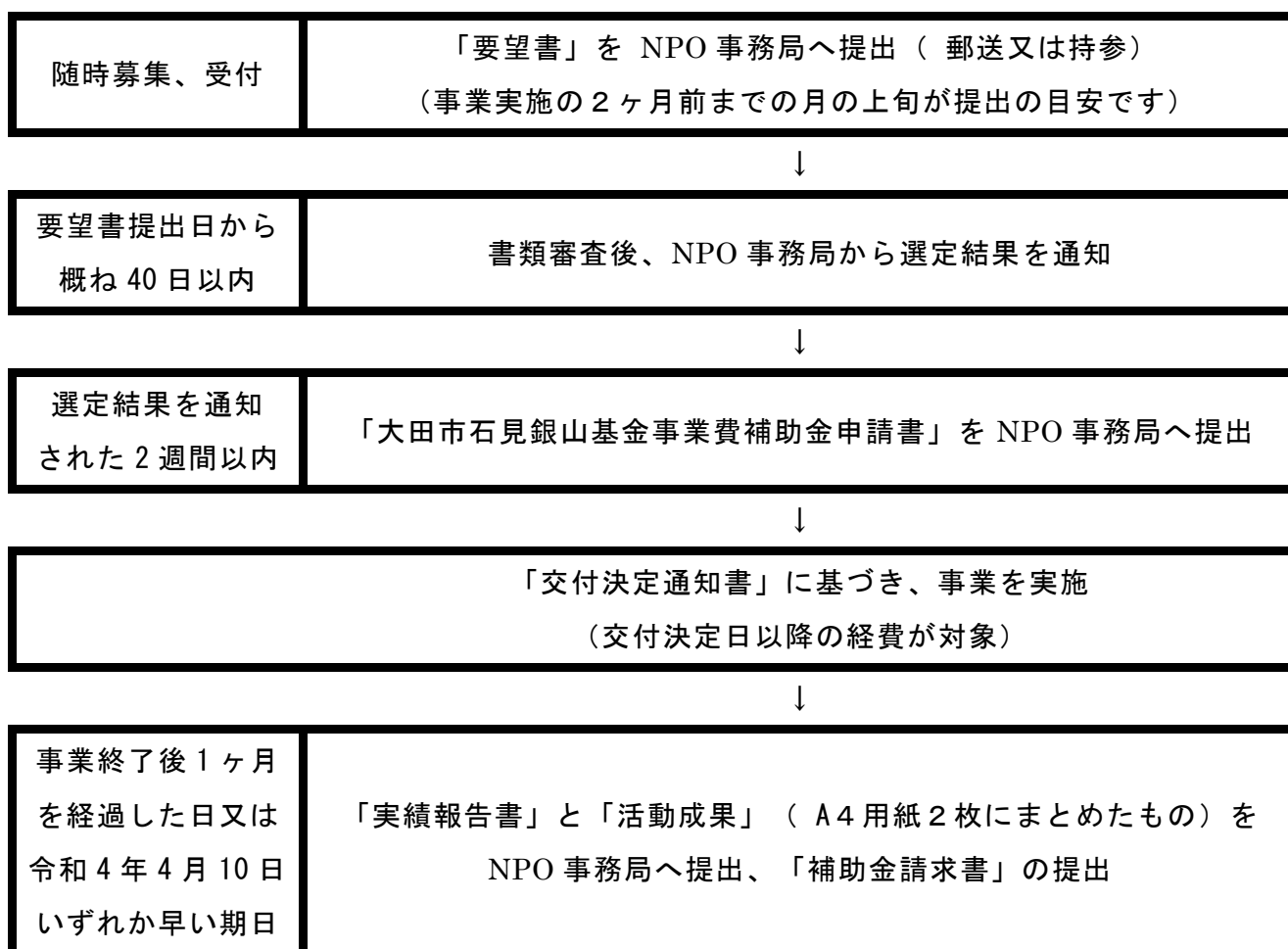
### (3) 応募方法

所定の「石見銀山基金事業要望書」に必要事項を記入し、NPO 事務局宛に 1 部、郵送か直接持参してください。なお、FAX やメールでの提出は受け付けていません。

### (4) 注意事項

- ① 要望書について、記載内容の修正をお願いすることがありますので、ご不明な点等は提出前に NPO 事務局へ相談ください。書類の体裁が整ったものを締切日までに提出してください。要望書に不備がある場合は、受理できないことがあります。
- ② 提出された要望書等は返却しません。

## 9. 石見銀山基金事業の流れ



## 10. 事業の選考方法

提出された要望書をもとに書類審査による事業認定を行います。事業内容及び審査結果については、石見銀山協働会議のホームページ（URL：<http://ginzan-npo.jp/>）等により公表します。

## 1 1. 選定結果通知

---

書類審査の結果については、要望書を受理した日から概ね40日までに通知します。

## 1 2. 補助金の交付

---

対象事業として採択された事業を実施する団体等は、大田市石見銀山基金事業費補助金交付要綱に基づき、大田市に対して申請を行い、補助金の交付を受けることができます。

なお、申請書類はNPO事務局へ提出してください。

## 1 3. 実績報告書等の提出

---

- (1) 事業が終了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、大田市石見銀山基金事業費補助金交付要綱に基づき、実績報告書を提出してください。
- (2) 実績報告書には、実施した事業の内容が分かる写真や資料、児童・生徒の感想文(数名程度)を添付してください。
- (3) 採択された事業は、当該事業終了後に活動成果をA4用紙2枚にまとめ、写真等の電子データと併せ、NPO事務局へ提出してください。
- (4) 提出された実績報告書や成果資料等は、ホームページ等で公開する場合がありますのでご了承ください。

## 1 4. 石見銀山基金活用の周知

---

ポスター・チラシ・看板等を作成する場合は、石見銀山基金を活用して取り組む事業であることを明記のうえ「石見銀山ロゴマーク」を掲載してください。石見銀山ロゴマークは石見銀山協働会議のホームページからダウンロードできます。

## 1 5. 補助金の返還

---

次のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は一部を返還いただきます。また、石見銀山協働会議がその程度が悪質と判断した場合は、その事実を公表する場合があります。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を事業以外の他の用途に使用したとき。
- (3) 事業が縮小、中止又は実施不能となったとき。
- (4) 事業を申請期間内に完了できなかったとき。
- (5) 事業の完了時の実績が補助金交付決定額を下回ったとき。
- (6) 実績報告書を提出しなかったとき。

## 16. その他留意事項

---

- (1) 地域住民に関係する事業を行う場合は、関係する「まちづくりセンター」とあらかじめ相談の上、要望書を提出してください。また、文化財保護法や建築基準法等の規制がありますので、関係機関との事前協議が必要な場合があります。
- (2) 要望書は、選考の際の審査資料となりますので、事業計画に変更が生じることのないよう、十分に検討の上、作成してください。
- (3) 要望書提出後、事業を辞退する場合は、書面による届出が必要になりますので、速やかに書面で連絡ください。
- (4) 要望書等に不備がある場合は、記載内容の修正を求めます。

＜要望書等の不備な例＞

- ① 学校長印が要望書等に押印されていない。
- ② 要望額、収支計画の計算が間違っている。
- ③ 事業期間を対象期間外等に設定している。
- ④ 定められた要望書以外の書式を使用している。
- ⑤ 必要とされる見積書等が添付されていない。

## 17. Q & A

---

### Q1. 要望すれば間違いなく補助が受けられるか？

A1. 石見銀山学習事業は書類審査を行います。その結果によっては、補助金額が減額となったり、補助対象事業とならないこともあります。また、昨年度に補助金の採択を受けていても、今年度も確実に補助金の採択が受けられるとは限りません。

### Q2. 事業開始から補助金の交付を受けるまでの間は、自己資金のみで事業を実施しなければならないのか？

A2. 補助金は、補助金交付決定額の8／10相当額までの範囲で概算払いを受けることができます。

### Q3. 事業が予算の範囲内で実施できて予算残が発生した場合、新たな事業の追加や物品の購入を行って良いか？

A3. 原則として、当初計画にない事業の実施や物品の購入はできません。ただし、事前に事業計画の変更届けを提出し承認を受けた場合はこの限りではありません。変更を伴う場合は、必ず事前に相談してください。

## 石見銀山基金事業取り扱い基準

- ・ 旅費の基準…大田市の規定に準じる。

列車—特急料金片道 100 円メートル以上、急行料金片道 50 円メートル以上

宿泊料—（県内）11,800 円、（県外）13,100 円 車賃—37 円/円メートル

- ・ 謝金…大田市の規定に準じる。

50,000 円—国際機関在任者・経験者、1 級建築士（文化財建造物保存技術者相当）

30,000 円—学長、学部長、理事長、副理事長

20,000 円—教授、理事

15,000 円—准教授、講師、学芸員、所長、部長、経営者等

10,000 円—上記以外の専門家、発掘調査指導会等

5,000 円—体験学習等の一般講師

- ・ バス代…使用されるバス会社やタクシー会社等に連絡をし、見積書を取る  
スクールバスは、各地域の基準に準ずる。

【大田市の場合（令和 2 年 1 1 月 1 日時点）】

2,090 円／実際に走った運行時間＋30 分（※）

※運行 1 回につき、準備・清掃時間として、30 分計上する

- ・ 飲料費…160 円以内／1 本

- ・ 事務費…実費弁償とする。